

7. 平成25年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題＋推進体制別）

（単位：百万円）

	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,386	6,182	6,228	46	5,621
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	723	706	737	31	170
3. 刑事手続きへの関与拡充への取組	20	15	12	△3	—
4. 支援等のための体制整備への取組	707 (うち再掲18)	686	660	△26	280 (うち再掲8)
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	72 (うち再掲3)	69	91	22	16 (うち再掲0)
6. 推進体制	54 (うち再掲35)	54 (うち再掲34)	49 (うち再掲29)	△5	12 (うち再掲1)
総計（再掲分を除く）	7,907	7,678	7,748	70	6,091

- (※1) 「4. 支援等のための体制整備への取組」のうち、「1 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進」については、再掲である。
- (※2) 「5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組」のうち、「3 広報のためのポスター・リーフレット等の作成」については、再掲である。
- (※3) 「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」、「3 地域における被害者支援の普及推進」については再掲である。
- (※4) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額は含めていない。
- (※5) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
- (※6) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

（単位：百万円）

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
総計（再掲分を除く）	7,907	7,678	7,748	70	6,091	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,386	6,182	6,228	46	5,621	
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】						刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布する。【計画V第1・1(3)、第4・1・(27)】
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	10	9	9	0	—	
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,809	1,618	1,736	118	1,808	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又は、その遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。【計画V第1・2(1)】
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】						犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
(1) 犯罪被害給付制度裁定 諸経費	10	9	7	△2	—	
(2) 犯罪被害給付事務処理 システムの運用	4	1	2	1	4	
4 性犯罪被害者に対する 緊急避妊等【警察庁】	114	109	71	△38	—	性犯罪被害に係る初診料，診 断書料，緊急避妊費用等につ いて負担し，性犯罪被害者の精 神的・経済的負担の軽減を図る。 【計画Ⅴ第1・2(6)】
5 司法解剖後の遺体搬送 費の改善【警察庁】	48	53	57	4	—	司法解剖後の遺体搬送につ いて，遺族の経済的負担の軽減を 図る。【計画Ⅴ第1・2(7)】
6 司法解剖後の遺体修復 【警察庁】	38	42	45	3	—	遺族の二次的被害防止に資す るため，司法解剖による遺体の 損傷を目立たないよう措置す る。【計画Ⅴ第1・2(7)】
7 身体犯被害者の刑事手 続における負担の軽減 【警察庁】	36	38	40	2	—	身体犯被害に係る初診料，診 断書料及び死体検案書料につ いて負担し，被害者の経済的負担 の軽減を図る。
8 犯罪被害者等に対する 一時避難場所等の借り 上げ【警察庁】	16	16	16	0	—	自宅が犯罪現場となるなど居 住場所の確保が困難になった被 害者等に対し，被害直後の保護 及び危険回避のための一時的な 居住場所を借り上げる。【計画 Ⅴ第1・3(2)工】
9 損害賠償請求について の援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる 民事法律扶助制度の活用によ って，弁護士費用及び損害賠償請 求費用の負担軽減を図る。【計 画Ⅴ第1・1(1)ア】 平成24年度及び平成25年度予 算額は，一般会計及び東日本大 震災復興特別会計の合計。 (注)日本司法支援センター は，総合法律支援法に基づき独 立行政法人の枠組みに従って設 立された法人である。
	16,554 の内数	16,402 の内数	12,836 の内数			総合法律支援事業に係る運営費交付金
10 刑事事件の証人等に対 する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が，捜査機 関等に対して供述したことなど により，他人から身体等に害を 加えられた場合，国が給付金を 支給することによって，被害を 救済するとともに，不安感を 緩和し，刑罰法令の適正かつ迅 速な適用実現を図る。
11 犯罪被害財産等による 被害回復給付制度裁定 諸経費【法務省】	10	0	0	0	0	「犯罪被害財産等による被害 回復給付金の支給に関する法 律」が適用される事案において， 支給手続を担当する検察庁が迅 速に裁定を行い，被害者等が 被った被害を速やかに回復す るためのシステム等整備経費。
12 婦人保護事業費負担金 と婦人相談所運営費負 担金の一部【厚生労働省】	— 〔 895 の内数〕	— 〔 904 の内数〕	— 〔 897 の内数〕	—	— 〔 819 の内数〕	婦人相談所（一時保護所）に おける保護に要する費用等【計 画Ⅴ第1・3(2)ア，第2・2(4)ア】
13 個別対応できる一時保 護所の環境改善の一部 【厚生労働省】	— 〔 3,000 の内数〕	— 〔 2,700 の内数〕	— 〔 2,300 の内数〕	—	— 〔 2,235 の内数〕	虐待を受けた子どもと非行児童 との混合処遇の状況を改善す ることや非行児童に個別対応で きる居室等の改善を行う。【計 画Ⅴ第1・3(2)イ，第2・2(4)イ】
14 母子家庭の母等に対す るトライアル雇用事業 の一部【厚生労働省】	— 〔 35 の内数〕	— 〔 32 の内数〕	— 〔 29 の内数〕	—	— 〔 12 の内数〕	試行雇用奨励金を活用した就 職支援の実施等（母子家庭の母 等になった場合）【計画Ⅴ第1・ 4(1)ア】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
15 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	— 〔 1,620 の内数〕	— 〔 1,515 の内数〕	— 〔 1,586 の内数〕	—	— 〔 1,562 の内数〕	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画V第1・4(2)ア、イ】
16 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	5	5	5	0	—	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況等及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。(労働保険特別会計)【計画V第1・4(3)】
17 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	(公財)日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画V第1・1(5)ウ】
18 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画V第1・1(5)ア】
19 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	3,327	3,327	3,302	△25	2,894	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。(自動車安全特別会計)【計画V第1・1(5)エ】
20 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	238	231	217	△14	195	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)
21 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	0	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。
22 犯罪被害者の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	0	犯罪被害者の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用、事情聴取のための出頭に係る旅費を負担する。
23 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付【国土交通省】	1	1	1	0	0	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要な情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	723	706	737	31	170	
1 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進【内閣府】	18	—	—	—	8	(23年度限り)
2 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	108	108	104	△4	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、少年補導職員等や部外専門家等による心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【計画V第2・1(24)】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
3 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【計画V第2・2(5)】
4 保護対策の推進【警察庁】						暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行う。【計画V第2・2(6)】
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	34	32	32	0	20	
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	22	0	—	
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	111	111	111	0	—	
(4) 保護対策用住居借り上げ	32	32	32	0	—	
5 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保【警察庁】						配偶者からの暴力事案について、加害者に対する指導警告、被害者に対する自衛措置の教示等の援助、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙等を推進する。【計画V第2・2(9)ア】
(1) 配偶者暴力対策資機材の整備・監視警戒システム	4	4	0	△4	—	
新(2) ストーカー・DV対策資機材の整備・監視警戒システム	—	—	27	27	—	ストーカー及び配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、殺人等の重大事件に発展する可能性があることから、加害者の早期検挙、被害者等の安全確保に活用する。【計画V第2・2(9)ア】
6 安全な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	16	29	16	△13	15	人身取引や少年の福祉を害する犯罪、児童虐待事案などによる犯罪被害者の早期保護を図るとともに、これら事件の捜査や組織犯罪に関する情報の収集等を推進するため警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供する。【計画V第2・2(9)ア】
7 被害者等に対する精神科医による支援【警察庁】	7	7	7	0	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対し、精神科医によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。
8 職員等に対する研修の充実等【警察庁】						採用時や昇任時において被害者対策に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術など特別な教育、研修を実施している。【計画V第2・3(1)ア】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
(1) 警察職員に対する研修 (カウンセリング担当者専科)	2	2	2	0	—	被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めている。【計画Ⅴ第2・3(4)】
(2) 全国被害者対策担当課長会議等	2	2	4	2	—	
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	9	9	9	0	—	
9 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】						
(1) 警察施設外の相談会場 借り上げ	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害者支援活動用 携帯電話の整備	3	3	3	0	—	
(3) 性犯罪捜査証拠採取 セットの保有	4	4	4	0	—	
10 被害者等に対する情報 提供【法務省】	10	10	10	0	—	
11 検察官等に対する研修 の充実等【法務省】	10	10	10	0	7	
12 被害者の視点を取り入 れた教育【法務省】	41	30	39	9	41	
13 犯罪被害者等に対する 加害者情報の提供【法 務省】	1	2	1	△1	—	1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度 7 検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。【計画Ⅴ第2・1(19)、第2・3(1)エ、第3・1(20)、第4・2(9)ア】
14 スクールカウンセラー 活用事業の一部【文部 科学省】	—	—	—	—	—	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。【計画Ⅴ第2・2(12)ア、第3・1(24)ア】 犯罪被害者等に対して、刑事裁判終了後又は保護処分決定確定後の加害者に関する情報を提供する。【計画Ⅴ第2・2(1)ア、(2)、第3・1(22)】 外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【計画Ⅴ第2・1(23)、第4・1(23)、(24)、第4・2(11)、第5・1(15)ア】
15 子どもと親の相談員等 の配置の一部【文部科 学省】	—	—	—	—	—	いじめ対策等総合推進事業（平成24年度までは学校・家庭・地域の連携協力推進事業） 9,450の内数 8,516の内数 4,764の内数 9,378の内数
	—	—	—	—	—	いじめ対策等総合推進事業（平成24年度までは学校・家庭・地域の連携協力推進事業） 9,450の内数 8,516の内数 4,764の内数 9,378の内数

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
16 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	-	-	-	-	-	生徒指導又は教育相談を担当する指導主事等に対し、不登校・いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的諸課題について、最新の知見や全国的動向、研究成果、対応方針に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する（独立行政法人教員研修センター）。【計画V第2・1(23)ウ、第5・1(15)イ】
	1,123 の内数	1,025 の内数	985 の内数		1,123 の内数	
独立行政法人教員研修センター運営費交付金						
17 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（家庭教育支援）【文部科学省】	-	-	-	-	-	身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を支援する。【計画V第2・2(12)エ】
	9,450 の内数	8,516 の内数	4,764 の内数		9,378 の内数	
いじめ対策等総合推進事業（平成24年度までは学校・家庭・地域の連携協力推進事業）						
新18 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（地域人材による家庭支援プログラム）【文部科学省】	-	-	-	-	-	社会教育的アプローチによる現代的課題の解決に向けた積極的・意欲的な取組みのうち、いじめや不登校、児童虐待など社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりや親向け学習プログラムの開発等について、国と地方公共団体等が共同した実証的研究を実施する。【計画V第2・2(12)エ】
			207 の内数			
19 児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の一部【厚生労働省】	-	-	-	-	-	児童養護施設等における入所に要する経費
	83,473 の内数	89,281 の内数	90,788 の内数		82,696 の内数	
20 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	-	-	-	-	-	婦人保護施設における入所に要する経費
	1,201 の内数	1,201 の内数	1,190 の内数		1,150 の内数	
21 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】（1.12の再掲）	-	-	-	-	-	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画V第1・3(2)ア、第2・2(4)ア】（再掲）
	895 の内数	904 の内数	897 の内数		819 の内数	
22 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	-	-	-	-	-	〔「児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の一部」に振替）
	83,473 の内数	89,281 の内数	90,788 の内数		82,696 の内数	
児童保護費等負担金						
23 こころの健康づくり対策事業【厚生労働省】	-	-	-	-	-	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会（犯罪被害者対策を含む。）を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施する。【計画V第2・1(1)、(10)】
	16 の内数	18 の内数	18 の内数		16 の内数	
PTSD・思春期精神保健対策事業						
24 高次脳機能障害支援普及事業の一部（都道府県実施分）【厚生労働省】	-	-	-	-	-	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【計画V第2・1(9)】
	44,500 の内数	45,000 の内数	46,000 の内数		44,500 の内数	
地域生活支援事業						

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
25 高次脳機能障害支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	— 〔 26 の内数 〕	— 〔 14 の内数 〕	— 〔 13 の内数 〕	—	— 〔 12 の内数 〕	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【計画V第2・1(9)】
26 子どもの心の診療ネットワーク事業【厚生労働省】	— 〔 9,871 の内数 〕	— 〔 10,510 の内数 〕	— 〔 9,229 の内数 〕	—	— 〔 9,871 の内数 〕	様々な子どもの心の問題、虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。【計画V第2・1(11)】
27 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— 〔 3,000 の内数 〕	— 〔 2,700 の内数 〕	— 〔 2,300 の内数 〕	—	— 〔 2,235 の内数 〕	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画V第1・3(2)イ、第2・2(4)イ】
28 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	— 〔 2,121 の内数 〕	— 〔 2,168 の内数 〕	— 〔 3,652 の内数 〕	—	— 〔 1,921 の内数 〕	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【計画V第2・1(2)ア】
29 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	— 〔 2,121 の内数 〕	— 〔 2,168 の内数 〕	— 〔 3,652 の内数 〕	—	— 〔 1,921 の内数 〕	児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【計画V第2・1(2)イ】
30 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進及び機能強化【厚生労働省】	— 〔 50,000 の内数 〕	— 〔 30,700 の内数 〕	— 〔 30,700 の内数 〕	—	— 〔 36,759 の内数 〕	市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」について、設置促進及び機能強化を図る。【計画V第2・1(2)】
31 専門里親の一部【厚生労働省】	— 〔 83,473 の内数 〕	— 〔 89,281 の内数 〕	— 〔 90,788 の内数 〕	—	— 〔 82,696 の内数 〕	専門里親への委託に要する費用【計画V第2・1(25)】
32 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	— 〔 2,121 の内数 〕	— 〔 2,168 の内数 〕	— 〔 3,652 の内数 〕	—	— 〔 1,921 の内数 〕	里親への委託を積極的に推進するため、里親委託・支援等の専門機関を創設し、既存の事業である「里親委託推進事業」及び「里親支援事業」を組み替えるとともに、新たに里親制度の広報啓発や、里親への訪問指導等の事業を実施する。【計画V第2・1(25)】
33 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	— 〔 2,121 の内数 〕	— 〔 2,168 の内数 〕	— 〔 3,652 の内数 〕	—	— 〔 1,921 の内数 〕	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【計画V第2・2(9)ア】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
34 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【計画V第2・3(1)ケ】
	2,121 の内数	2,168 の内数	3,652 の内数		1,921 の内数	
35 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。
	2,121 の内数	2,168 の内数	3,652 の内数		1,921 の内数	
36 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】						自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設の設置・運営や自動車事故による重度後遺障害者を受け入れる病院の整備に要する経費の補助等を実施する((3),(4)独立行政法人自動車事故対策機構)。(自動車安全特別会計)【計画V第2・1(8)】
(1) 短期入院協力病院の受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	168	168	185	17	40	
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	113	113	113	0	40	
(3) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金					
(4) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金					
	380 の内数	379 の内数	406 の内数		357 の内数	
3. 刑事手続への関与拡充への取組	20	15	12	△3	—	
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための公費による弁護士選任制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 (注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	15,367 の内数	15,445 の内数	15,686 の内数			
2 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を、矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝え、仲介をする。【計画V第3・1(24エ)】
3 仮釈放審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	20	14	12	△2	—	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理等を実施する。【計画V第3・1(27)】
4. 支援等の体制整備への取組	707	686	660	△26	280	
1 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進【内閣府】(2.1の再掲)	18	—	—	—	8	(23年度限り)
2 都道府県担当者会議の開催【内閣府】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画IV(2), V第4・1(1)ア】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
3 広報のためのポスター・リーフレット等の作成【内閣府】	3	—	—	—	0	(23年度限り)
4 交通事故相談活動の推進【内閣府】	19	19	18	△1	19	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の資質の向上に努める。【計画V第4・1(13)】
5 交通事故被害者サポート事業経費【内閣府】	20	19	19	0	11	交通事故被害者等の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ間における連携を図るなど、交通事故被害者等の支援の充実を図る。
6 女性に対する暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費【内閣府】	35	35	27	△8	33	女性に対する暴力の防止及び被害者支援に関する取組を一層促進するため、官民の担当者を対象とした1泊2日のワークショップを全国で開催し、意見交換や情報共有を行うことにより、広域連携や官民連携のさらなる強化・拡大及び取組の一層の促進を図る。そのほか、好事例の収集、業務報告書の作成等を行う。 (23、24年度は配偶者暴力に限定して事業を実施していた。)
7 配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業経費【内閣府】	11	11	8	△3	8	性犯罪被害者を支援に結びつけることを目的として、地域の身近な相談窓口である男女共同参画センター等で性犯罪被害の相談が受けられるよう、男女共同参画センター等の相談員等を対象とした性犯罪被害者の相談を受けるために必要な知識を身につける研修を実施する。また、必要に応じて、別の相談機関や支援機関等を紹介することができる連携体制の整備についても検討を行う。(23年度新規)【計画V第4・1(2)】
8 女性に対する暴力に関する個別課題調査経費【内閣府】	17	—	—	—	15	配偶者暴力被害者の支援の取組推進や、地域における関係機関の連携促進に資するため、市町村における被害者支援の取組状況、連携状況等について調査を行う。 女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、交際相手からの暴力について及び被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施する(23年度限り)。【計画V第4・2(3)(4)】

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
9 配偶者暴力相談支援センター設置促進に関する調査研究費【内閣府】	—	4	2	△2	—	「第3次男女共同参画基本計画」において、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を、平成22年度時点で21か所であったものを平成27年度までに100か所に増加させることを成果目標としている。市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置・運営のための地域における連携の在り方等を内容とするマニュアルを作成するための調査研究を2か年で実施する。
10 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	9	9	6	△3	6	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいかわからないという被害者に対し、最寄りの相談窓口を案内し、さらに案内された相談機関の中から被害者の希望する相談機関に直接相談できるサービスを実施する。
新11 性犯罪被害者支援に関する調査研究費【内閣府】	—	—	4	4	—	地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組促進に資するため、関係機関の効果的な連携のあり方について調査研究を行う。【計画V第4・1(2)】
12 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の施行体制整備や市民活動団体等基本調査の実施等を行う。(当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)
	144 の内数	114 の内数	79 の内数		131 の内数	
13 ストーカー事案への適切な対応【警察庁】	7	7	7	0	—	ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を習得させることを含む専門教育を実施する。【計画V第4・1(15)】
14 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	25	25	25	0	—	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。 【計画V第4・2(7)】
15 被疑者・被害者等に対する面接手法の行動科学的研究【警察庁】	17	17	15	△2	—	「認知面接技法」等欧米において標準化されている面接技法の有効性について、我が国への導入を念頭に、調査・実験を実施し、我が国の法体系や文化に適した面接技法の基盤を確立する。
16 民間団体への支援の充実【警察庁】						民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図る。【計画V第4・3(1)イ】
(1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援	9	6	6	0	6	
(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託	76	87	42	△45	—	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	102	111	109	△2	—	

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	52	53	44	△9	—	
新(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	—	—	48	48	—	
17 被害者等からの相談への対応【法務省】						
(1) 被害者支援員の配置	191	192	191	△1	168	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。【計画Ⅴ第4・1(18)】
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。【計画Ⅴ第4・1(18)】
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	9	8	8	0	2	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。【計画Ⅴ第3・1(13)ア、ウ、第4・1(28)ア、イ】
18 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	81	78	78	0	—	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【計画Ⅴ第4・1(36)、(37)】
19 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。【計画Ⅴ第4・1(20)】 平成24年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
	人権擁護関係予算					
	3,297 の内数	3,318 の内数	3,260 の内数			
20 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—	人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。 平成24年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
	人権擁護関係予算					
	3,297 の内数	3,318 の内数	3,260 の内数			
21 相談及び情報の提供等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。 日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。 【計画Ⅴ第4・1(32)ウ】 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画Ⅴ第4・1(40)】 平成24年度及び平成25年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	総合法律支援事業に係る運営費交付金					
	16,554 の内数	16,402 の内数	12,836 の内数			

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
22 犯罪被害者に関する総合的研究【法務省】	4	3	—	△3	4	実際にどのような犯罪がどれくらい発生しているかという、捜査機関に届けられていない暗数を含めた犯罪被害の実態及び犯罪に対する不安等の実態調査を行い、より有効・適切な犯罪防止策の立案に資するための総合的な調査・研究を行う。なお、当該研究においては、平成23年度からの2カ年計画で行ったものであることから、平成25年度予算はない。【計画Ⅴ第4・2(5)】【計画Ⅴ第4・2(5)】
23 いじめ対策等生徒指導推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	いじめの問題への対応をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において調査研究し、その有効性を検証し、今後の施策に活かすため、都道府県・指定都市教育委員会及びNPO法人、民間施設等に試行的な実践を委託し、その成果を全国に普及する。
	279 の内数	227 の内数	4,764 の内数		314 の内数	
24 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。【計画Ⅴ第2.1(2)、第2.2(10)イ、第4.1(23)、第4.2(1)、第5.1(15)ア】
	9,450 の内数	8,516 の内数	4,764 の内数		9,378 の内数	
25 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。(平成23年度まで年金特別会計、平成24年度より児童虐待・DV対策等総合支援事業)【計画Ⅴ第4・2(12)】
	179 の内数	2,168 の内数	3,652 の内数		172 の内数	
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	72	69	91	22	16	
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【内閣府】	9	9	8	△1	10	犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間国民のつどい」を中央及び複数の地域で開催する。【計画Ⅴ第5・1(8)、(10)ア】
2 広報のためのポスター・リーフレット等の作成【内閣府】(4.3の再掲)	3	—	—	—	0	(23年度限り)
3 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】	34	33	28	△5	0	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
4 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費	7	7	7	0	3	男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。【計画V第5・1(9)】
5 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】						犯罪被害者の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進する。【計画V第5・1(11)イ、ウ】
(1) 犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進	3	3	2	△1	2	
6 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告をする際の連絡先等を記載した申告票を作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
7 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【計画V第5・1(9)ウ】 平成24年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
	人権擁護関係予算					
	3,297 の内数	3,318 の内数	3,260 の内数			
8 地域に根ざした道徳教育の推進の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	児童生徒に命や思いやりを大切にすることをめぐむ教育を充実するなど学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援する。【計画V第5.1(1)】
	631 の内数	631 の内数	831 の内数		467 の内数	
9 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】】	—	—	—	—	—	いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした様々な体験活動の取組を支援する。
	いじめ対策等総合推進事業（平成24年度までは学校・家庭・地域の連携協力推進事業）					
	9,450 の内数	8,516 の内数	4,764 の内数		9,378 の内数	
10 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	人権教育を担当する指導主事等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭、地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画V第5・1(2)】
	独立行政法人教員研修センター運営費交付金					
	1,123 の内数	1,025 の内数	985 の内数		1,123 の内数	
11 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	基本的人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。【計画V第5・1(2)】
	94 の内数	85 の内数	76 の内数		69 の内数	

7. 平成25年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成23年度 予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度 増△減額	平成23年度 決算額	施策・事業の概要
12 心のケア対策推進事業 (23・24年度は児童生徒 の現代的健康課題への対 応事業として計上)【文部 科学省】	— 〔 40 の内数〕	— 〔 39 の内数〕	29	—	— 〔 34 の内数〕	子どもの日常的な心身の健康 状態を把握し、健康問題など について早期発見・早期対応を 図ることができるよう、教員を対 象とした指導参考資料を作成す る。【計画V第5・1(15)ウ】
13 児童虐待防止推進フォー ラム開催等広報啓発経費 の一部【厚生労働省】	16	16	15	△1	—	児童虐待の現状やその防止に 向けての取組を広く国民に周知 するため、様々な媒体を活用し た広報活動を行うとともに、11 月の児童虐待防止推進月間に、 ポスター等の作成及び全国 フォーラムの開催など集中的な 広報啓発活動を実施する。【計 画V第5・1(9)エ】
6. 推進体制	54	54	49	△5	12	
1 都道府県担当者会議の開 催【内閣府】(4.2の再掲)	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な 連携の下に犯罪被害者等施策の 推進を図るため、都道府県担当 者会議を開催する。【計画IV(2), V第4・1(1)ア】
2 地方公共団体職員向け研 修【内閣府】	12	13	13	0	6	地方公共団体職員向け研修プ ログラムを作成し、ブロック別 研修会を開催するとともに、研 修教材を作成する。
3 地域における被害者支援 の普及推進【内閣府】(5.3 の再掲)	34	33	28	△5	0	地域社会全体における取組を 促進するため、「支援の裾野を 広げる取組」及び「犯罪被害者 団体等との協働」を柱としたモ デル事業を実施し、先進的な事 例として普及啓発を行う。
4 犯罪被害者団体等との情 報交換の実施【内閣府】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾 け、その時々ニーズを適時適切 に把握するための情報交換等 を行う。【計画IV(4)】
5 犯罪被害者等施策年次報 告の作成【内閣府】	6	6	6	0	6	犯罪被害者等基本法第10条に 基づき、各年度に政府が講じた 犯罪被害者等施策の概要を作成 し、国会への報告を含め、幅広 く公表する。【計画IV(7)】

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したのものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。

なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。